

平成 28 年度 那覇港輸出貨物増大促進事業（荷主対象）社会実験 実施内容

1. 輸出貨物に対する支援

対象者： 県内、県外の輸出荷主

仕向地： すべての方面

支援対象となる条件：

①昨年度^(注1)よりも輸出貨物量が増加していること（今年度^(注2)新規貨物も対象）

…当該荷主企業の輸出貨物のうち、別表-1 に掲げる貨物を対象とする

（注1）昨年度とは平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの期間

（注2）今年度とは平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの期間

②輸出貨物が「継続性のある商業貨物」であること。

…米軍関係の貨物等は対象外

③原則、定期航路で輸出される貨物であること

2. 支援の種類及び補助金

別表-1 に示すとおり。

※特定の貨物を、（1）重点貨物と（2）一般貨物とで重複して支援対象とすることはできない。

3. 貨物の確認方法

B/L 等の証明書類の写しによる確認。

4. 他の支援制度との関連

国、沖縄県、県内市町村による他の輸送費支援との重複は認めない。

5. モニタリング調査への協力

本事業は社会実験として実施するため、各荷主における輸出貨物増大の効果、及び沖縄からの輸送コストやリードタイムなどの検証を行う。そのため、補助金の交付には、参加荷主のモニタリング調査（アンケート調査、ヒアリング調査等）への協力を条件とする。

6. お問い合わせ・参加申込み先

〈那覇港管理組合〉企画建設部 企画室（担当：島尻、^{やりみぞ}鍵溝）

TEL : 098-868-4544 FAX : 098-862-4233

Email : sat_shimajiri2015@nahaport.jp、ryo_yarimizo2016@nahaport.jp

〈社会実験事務局〉株式会社国建（担当：赤嶺、上間）

TEL : 098-862-1109 FAX : 098-861-4255

Email : kenji_akamine@kuniken.co.jp、kazufumi_uema@kuniken.co.jp

7. 参加申込み期限

参加申込み期限：平成 29 年 2 月 28 日（火）

別表-1. 平成 28 年度の補助メニュー(その 1)

分類	輸送のタイプ	概要	適用条件等
(1)重点貨物	① 大量且つ輸出増加が見込める貨物	今後、那覇港からの輸出が大量且つ継続して増加が見込める、もしくは可能性のある貨物(重点貨物輸出計画書の提出が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇港から輸出される貨物であること。 ・県内から輸出されている他品目と比較して、大量に輸出が見込まれる貨物であること。 ・3年後までに年間約100TEU以上輸出する貨物を<u>大量貨物</u>とする。(※昨年度社会実験にて対象とした貨物は今年度も継続対象とする) ・生産性や海外需要を総合的に判断し、将来にわたり継続的に輸出が見込まれる、もしくは可能性のある貨物であること。 <p>※既に那覇港から大量に輸出されている貨物(古紙など)は、対象外とする。</p> <p>※適用の可否については、申請者から提出された「重点貨物輸出計画書」を基に、事務局にて決定する。</p>
	② 少量の輸出貨物	申請者単位で、現在、那覇港からの輸出が少量である貨物	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇港から輸出される貨物であること。 ・申請者単位で当該年度の輸出実績(見込み)が<u>コンテナ貨物</u>で年間12TEU未満(ドライ・リーファー合計)であること。また、<u>混載貨物</u>の場合は年間60M3未満(ドライ・リーファー合計)であること。ここで、コンテナ貨物・混載貨物の両方とも上記を満足すること。 <p>※適用の可否については、申請者から提出されたB/L等の証明書類を基に、事務局にて決定する。</p>
	③ 中古車(トラックを除く)	今後、継続して那覇港から輸出が見込める中古車(トラックを除く)(重点貨物輸出計画書の提出が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇港から、定期航路を利用して輸出される中古車(トラックを除く)であること。 <p>※自動車専用船など不定期船での輸出は対象外とする。</p> <p>※適用の可否については、申請者から提出された「重点貨物輸出計画書」を基に、事務局にて決定する。</p>
(2)一般貨物	④ 分類(1)を除くコンテナ単位、混載での輸出貨物	申請者単位で、分類(1)を除いた輸出貨物量の総量を前年度と比較し、増加している分の貨物	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇港から輸出される貨物であること。 ・前年度より輸出貨物が増加していること。
	⑤ 産業機械	申請者単位で、分類(1)を除いた輸出貨物量の総量を前年度と比較し、増加している分の貨物で、那覇港から輸出される産業機械(産業機械輸出計画書の提出が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇港から、定期航路を利用して輸出される産業機械(建機、トラック等)であること。 <p>※適用の可否については、申請者から提出された「産業機械輸出計画書」を基に、事務局にて決定する。</p>
(3)台湾向け貨物	分類(1)(2)の貨物のうち台湾の港湾を利用する貨物	台湾向け、又は台湾でトランシップする貨物	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇港から輸出される貨物で、台湾向け、又は台湾でトランシップされるもの。 ・那覇～台湾港湾若しくは最終船卸港までの<u>海上輸送に要した費用(オーシャンフレート等)</u>を対象とする。 <p>※海上輸送に要した費用については、申請者から提出された「領収書等、金額が確認できる書類」を基に、事務局にて決定する。</p>

別表-1. 平成 28 年度の補助メニュー(その 2)

分類	輸送のタイプ	増加貨物あたりの補助金	
		ドライ貨物	リーファー貨物
(1)重点貨物	①大量且つ輸出増加が見込める貨物	<input type="checkbox"/> コンテナ貨物 20ft: 15,000 円 40ft: 22,500 円 10,12ft: 10,500 円	<input type="checkbox"/> コンテナ貨物 20ft: 75,000 円 40ft: 112,500 円 10,12ft: 52,500 円
	②少量の輸出貨物	<input type="checkbox"/> コンテナ貨物 20ft: 15,000 円 40ft: 22,500 円 10,12ft: 10,500 円 <input type="checkbox"/> 混載貨物 3,000 円/M3	<input type="checkbox"/> コンテナ貨物 20ft: 75,000 円 40ft: 112,500 円 10,12ft: 52,500 円 <input type="checkbox"/> 混載貨物 15,000 円/M3
	③中古車(トラックを除く)	<input type="checkbox"/> コンテナ貨物 30,000 円/台 <input type="checkbox"/> 非コンテナ貨物 上限 1,500 円/M3(※4)	—
(2)一般貨物	④分類(1)を除くコンテナ単位、混載での輸出貨物	<input type="checkbox"/> コンテナ貨物 20ft: 10,000 円 40ft: 15,000 円 10,12ft: 7,000 円 <input type="checkbox"/> 混載貨物 2,000 円/M3	<input type="checkbox"/> コンテナ貨物 20ft: 50,000 円 40ft: 75,000 円 10,12ft: 35,000 円 <input type="checkbox"/> 混載貨物 10,000 円/M3
	⑤産業機械	<input type="checkbox"/> 非コンテナ貨物 上限 1,000 円/M3(※4)	—
(3)台湾向け貨物	分類(1)(2)の貨物のうち台湾の港湾を利用する貨物	分類(1)(2)の補助金とは別に、海上輸送に要した費用の 20%を上限に上乗せ(※4)	分類(1)(2)の補助金とは別に、海上輸送に要した費用の 20%を上限に上乗せ(※4)

※1 補助金額は当該事業の予算の範囲内において、事務局において決定する。

※2 (1)重点貨物は前年度より増加した貨物だけでなく、輸出貨物全体を補助の対象とする。増加分以外の貨物(前年度の取扱量に相当する貨物)に対する補助金は、(2)一般貨物の補助金単価の 20%(ただし、③中古車の場合は、コンテナ貨物で 4,000 円/台、非コンテナ貨物で 200 円/M3)とする。

※3 上限の設定: 1 申請者あたりの上限は、原則として以下のとおりとする。

(1)重点貨物については、上限無し

(2)一般貨物については、(3)台湾向け貨物の上乗せ分を含め、コンテナ貨物・非コンテナ貨物: 50万円、混載貨物: 15万円とする。

※4 (1)③中古車、(2)⑤産業機械及び(3)台湾向け貨物の補助金額の上限については、事業計画書又は輸出計画書(実際の仕向港や輸出台数)等を確認したうえで決定する。